

Title	ビスマルク時代末期における独露関係：ロンバルト禁止令の意義とその影響
Sub Title	Die deutsch-russischen Beziehungen am Ende der Bismarckzeit : Die Bedeutung und der Einfluß des Lombardverbots
Author	馬越, 千里(Umakoshi, Chisato)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.3 (1987. 11) ,p.137(475)- 167(505)
JaLC DOI	
Abstract	<p>Vom Gesichtspunkt der internationalen Politik denkt man oft, dass die Ursachen für den Zusammenbruch des Bismarckschen internationalen Systems und für die Entstehung des russisch-französischen Bündnisses in der Politik in der Zeit nach Bismarck, besonders in der Nichterneuerung des Rückversicherungsvertrags, lagen. Aber wenn wir auf die Innenpolitik Gewicht legen, müssen wir die Frage untersuchen, ob die Grundlage für die Wendung in den internationalen Beziehungen, die zum russisch-französischen Bündnis führte, nicht schon in der Bismarckzeit gelegt wurde. In diesem Aufsatz habe ich unter dem Primat der Innenpolitik versucht, den Prozess zu klären, in dem die wirtschaftlichen Faktoren die freundlichen deutsch-russischen Beziehungen, die der Kern der Bismarckschen Außenpolitik waren, allmählich untergruben und als Folge die russisch-französische Annäherung forderten. Ich habe dabei das Lombardverbot, das die russischen Wertpapiere zum Gegenstand hatte, in den Mittelpunkt gesetzt und die Interessen in Deutschland und Russland am Kapitalexport Deutschlands, Bismarcks Absichten und die Folgen dieses Verbots betont. Russland, das unter dem Mangel an Kapital litt, war für Kapitalimport vom Ausland abhängig und Deutschland war bis zur zweiten Hälfte der 1880er Jahre das führende Land in Investitionen in Russland. Diese wirtschaftlichen Verbindungen durch den Kapitalexport sicherten die Grundlage der Bismarckschen Verständigungspolitik mit Russland, aber Deutschlands positiver Kapitalexport nach Russland brachte vielen Schichten verschiedene Nachteile und stieß bei ihnen auf immer stärkeren Widerstand. Unter diesen Umständen verbot Bismarck, der wirksamere Massnahmen gegen deutschfeindliche Tendenzen in Russland, die seit dem Schutzzoll-Handelskrieg gestiegen waren, brauchte, 1887 das Lombardieren russischer Wertpapiere unter der Annahme, dass Russland finanziell von Deutschland abhängig war. Wir müssen dabei nicht nur die Notwendigkeit des Lombardverbots, sondern Bismarcks Einschätzung der Folgen dieser Massnahme von verschiedenen Gesichtspunkten aus überlegen. Die Ergebnisse liefen allerdings Bismarcks Erwartungen entgegen. Die russischen Wertpapiere, die aus den deutschen Börsen ausgeschlossen waren, gingen zum grossen Teil in französischen Besitz über und neue wirtschaftliche Verbindungen entstanden zwischen Russland und Frankreich. Wenn wir die nachfolgende Entwicklung der Annäherung zwischen den beiden und die gegenseitige Abhängigkeit von innen- und aussenpolitischen Interessen berücksichtigen, können wir nicht verneinen, dass die Entfaltung der finanziellen Beziehungen zwischen Russland und Frankreich nach dem Lombardverbot die Grundlage für das russisch-französische Bündnis bildete.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19871100-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ビスマルク時代末期における独露関係

——ロンバルト禁止令の意義とその影響——

馬 越 千 里

序

I ロンバルト禁止令の前提的状况——一八八〇年代の独露

関税闘争

II 資本輸出問題をめぐる独露経済対立

1 ロンバルト禁止令以前のドイツの対露投資

2 独露金融関係をめぐる諸利害

(i) ロシア

(ii) ドイツ

3 ロンバルト禁止令の成立とビスマルクの目的

III ロンバルト禁止令の諸結果

1 露仏接近の進展

2 禁止令以後のドイツの投資状況

結 び

序

周知のようにビスマルクの外交政策は、ヨーロッパにおけるあらゆる戦争を回避する目的から巧妙に考案された複雑な同盟・協商システムによって特徴づけられる。特に独露協調の維持と露仏提携の阻止は最も重大な問題であり、それがビスマルクの同盟政策の根幹を成しているとも言える。⁽¹⁾しかし再三の危機に曝されながら、なおロシアとの連繫を維持するためにビスマルクが苦慮し続けたにもかかわらず、彼が失脚すると間もなく彼の最も危惧していた露仏同盟が締結され、ドイツを東西から包囲する国際体制が成立するに至ったのである。ビスマルク体制の崩壊に決定的な役割を果たしたこの露仏同盟成立の原因については、従来一八九〇年の独露再保障条

約の不更新が主にその責任を問われてきた。ここには大戦へと至る国際関係を誘導した責任を専らビスマルク後の政策に見い出そうとする見解が支配的に働いている訳であるが、問題の視点を経済的・社会的レベルにまで掘り下げる時、我々は露仏の結合を生み出した原因が、既にビスマルク時代に存在していなかったかどうかという問題の再検討を要求されるであろう。

ビスマルク時代末期の国際情勢を研究する上で、独露関係の疎隔を助長しその後の露仏提携の背景を構成した事件として近年重視されてきているのが、ビスマルクによるロシア有価証券を対象とした動産抵当貸付禁止措置(Lombardverbot ロンバルト禁止令)である。⁽²⁾本論で詳述するように、当時ロシアは資本輸入の大半をドイツに依存していたが、この事実は単に金融・経済上の問題にとどまらず、政治・外交政策上の方向を規定する上でも甚大な影響を及ぼしていた。しかし一八八七年のビスマルクによるロンバルト禁止令は、資本を媒介とする独露間の経済的連繫を公的に遮断するものであり、これ以後ロシアはドイツに代わってフランスに対し、その金融上の依存を深めていくことになったのである。ロンバルト禁止令が外交史研究において持つ意義は、この経過をそ

の後の国際政治との関連において分析するところにある。そして近年主張されてきているように、この禁止令以後の露仏の経済的提携が、両国の政治的結合の真に重大な要因となったのであるならば、ビスマルク後の国際関係の転換(露仏同盟へと帰結する)の基盤は、既にビスマルク時代に形成されていたと考えられなければならないのである。このような視点から考察する時、一九世紀末期の国際関係を研究する上で、この禁止令が如何に重要な意味を持つものであるかが明らかになるであろう。

本稿は以上のような点において意義を認められるロンバルト禁止令を中心問題として取り上げ、外交政策も国内の社会・経済的諸前提により規定されるという内政優位論的観点から、経済上の諸要因がどのようにビスマルク体制の核心とも言うべき対露協調政策の基盤を揺るがせていくか、さらにその結果が以後の国際関係にどのようにに連続していくのかという点について考察を試みるものである。その際、この禁止措置を導き出した独露両国内部の諸利害、ビスマルクの主観的意図及びその諸結果の分析に特に力点を置きながら、経済政策の外交に及ぼす影響について幾らかなりとも解明していきたいと考え

る。

註

(1) ビスマルクの同盟政策に関して、W. L. Langer, *European Alliances and Alignments 1871-1890*, New York, 1950.

(2) ビスマルク時代末期の独露関係の緊迫した情勢を解明するためには、他にも両国の関税闘争を始め、軍需産業進出及び鉄道敷設権をめぐるトルコにおける両国の利害対立等も無視されてはならない。これらの問題については、G. W. F. Hallgarten, *Imperialismus vor 1914, Die soziologischen Grundlagen der Außenpolitik europäischer Großmächte vor dem ersten Weltkrieg*, München, 1963, Bd. I, S. 223-252, 266-270.

I ロンバルト禁止令の前提的状况——

一八八〇年代の独露関税闘争

ビスマルク時代末期の独露間の経済対立は関税政策、金融政策の両面において展開された。しかもこの両者は別個の問題として独立に推進されたのではなく、密接な相互関連性をもって同一線上において展開されたのである。従ってロンバルト禁止令という金融政策上の強硬措置が採用されるに至った過程を把握するためには、その

ビスマルク時代末期における独露関係

背景を構成する独露間の関税問題についても、ここでもく簡単にではあるが言及する必要があるだろう。言うまでもなくここでの関税問題の扱いは、ロンバルト禁止令との関連から独露両国の利害対立という点の考察のみにとどめられる。

周知のように一八七三年の銑鉄関税の撤廃を以てようやく自由主義貿易の完成をみたドイツも、ちょうどこの時期から始まる大不況時代の中で再び貿易政策上の転換を余儀なくされ、一八七九年に実施された小麦・ライ麦・銑鉄各二ツェントナー(≡一〇〇kg)あたり一マルク他の従量関税の導入を皮切りに、保護貿易主義時代へと移行していくことになる。特に一八八〇年代の関税政策は主として農業階級ユンカーの利害に沿って展開され、陸・海上運送費の下落の結果生じたアメリカ、ロシア、東欧諸国の安価な穀物の大量流入による穀物価格の急落に打撃を被ったユンカーの強い要求のもとに、八五年、八七年と相次いで農業保護関税が設定されるのである。⁽¹⁾

小麦、ライ麦各二ツェントナーあたり五マルクというこの一八八七年の関税によって、ビスマルクの保護貿易政策は頂点に達することになるが、これはこの年のベル

リン市場における小麦価格の三〇・三%、ライ麦価格の四一・三%にも相当する高率の関税率であった。⁽²⁾この最後の関税によってようやく穀物価格の下落は食い止められ、八八年以降小麦価格も次第に上昇の傾向を見せていくようになるが、⁽³⁾こうしたドイツの保護関税政策が最大の対独穀物輸出国であるロシアに多大の損害をもたらしたことは言うまでもない。

ロシア穀物の対独輸出は量的にはむしろ増加していたが、ロシアはドイツの保護関税障壁に阻まれて非常に低廉な価格でのダンピング輸出を強いられていたため、量的な成長と実質上の利益がもはや釣り合わなくなっていた。⁽⁴⁾ロシアにとって穀物輸出による収益は、外国からの借款と並んで重要な資金導入源であったばかりでなく、この両者は密接不可分な関連を持ち、穀物輸出の収益によって初めてロシアは期限を厳守した利子の返済を可能にし、国際金融市場におけるロシア証券の信用性を確保して、⁽⁵⁾引き続き資本輸入を円滑に展開させることができたのである。それ故ドイツの高率の保護関税に対するロシア側の反発は大きく、さらに進んだ対抗関税の要求が展開されると共に、⁽⁶⁾反独的感情がロシア国内で強まっていくことになった。

一方ロシア側の関税政策に目を転じると、外国資本導入により鉄道建設、近代的工業化を推し進めた結果、ロシアではようやく一八八〇年代に資本主義の成立を見ることになったが、このことは同時に成長しつつある国内産業育成のため、保護貿易主義への移行の必要性を生んだのである。ロシアの保護関税政策が本格化していくのは一八八一年以降からで、工業製品に対する従来の低関税が終わりを告げ、八一年、八二年、八四年と相次いで平均一八・七%の関税引き上げが行なわれ、八五年にはほとんどすべての重要な品目に対してさらに二〇%の引き上げが実施された。⁽⁷⁾こうして一八八七年まで連続的に関税が引き上げられた後、一八九一年に頂点に達することになるが、これは世界に類を見ない超保護主義的な関税率であった。⁽⁸⁾

以上のようなロシアの工業保護関税は、ロシアに対する最大の工業製品輸出国であるドイツに深刻な打撃を与え、その結果ドイツ工業製品の対露輸出は大幅な後退を余儀なくされたのである。⁽⁹⁾こうした状況がドイツ国内で、ロシアの保護関税政策に対する非難と報復措置の要求を引き起こしたのはむしろ当然であった。

このように一八八〇年代以降独露両国間で交互に報復

的関税の設置が繰り返され、関税競争とも言うべき激しい応酬が展開された結果、両国の間には経済上の根深い対立が生じていくことになったのである。特に八六年以後は独露両国間で互いに双方の関税政策を非難するプレスキャンペーンが激しく展開されたが、ドイツでこの対露攻撃の中心を形成したのはシュレージエン新聞(Schlesische Zeitung)、ライン・ヴェストファーレン新聞(Rheinisch-Westfälische Zeitung)、ケルン新聞(Kölnische Zeitung)、ポスト(Post)など重工業ブルジョアジーの利害と結合した諸新聞であった。⁽¹⁰⁾ 対露鉄鋼輸出の一大中心地であり、従って対露通商に最も利害を持つ大鉄鋼業者を擁するオーバー・シュレージエンでは、特にロシアの保護関税政策に対する攻撃が顕著であったが、この地域の有力な大貴族である⁽¹¹⁾と同時は大鉄鋼業者でもあったヘンケル・フォン・ドネルスマルクは、八七年六月ビスマルクに対しロシア政府の関税政策に関する苦情を訴えると共に、報復手段として「石油・農林業製品に対する対抗関税か、あるいはドイツ金融市場におけるロシア有価証券への課税」を要求した。⁽¹¹⁾ このヘンケルの主張は、七月から八月にかけて激化するロシア有価証券に対する干渉を要求したドイツ国内のキャンペーンの端緒

ビスマルク時代末期における独露関係

を開くものであった。⁽¹²⁾

こうして関税問題をめぐるドイツ国内の論争は、さらに進んだ報復的措置として対露投資の制限という問題に次元を移し替えることにより、独露間の経済対立を一層緊迫させることになったのである。

以上一八八七年までの独露両国の関税政策をめぐる対立状況をごく大まかに概観してきたが、ビスマルクの金融政策上の強硬手段即ちロンバルト禁止令の必然性を理解するためには、我々はまずこのような一八八〇年代の複雑な独露関係の前提的状况を把握しておかなければならないのである。

註

(1) ドイツ農業関税率の主なものを示すと次のようになる。

(100 kg あたり：マルク)

年	小麦	ライ麦	カラム麦	燕麥	トウモロコシ
1879	1	1	1	1.2	0.5
1885	3	3	1.5	3	1
1887	5	5	4	4	2

L. Rathmann, Bismarck und der Übergang Deutsch-

lands zur Schutzzollpolitik, Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, 1956, Heft 5, S. 947 f.

(2) Vgl. Landwirtschaftliche Jahrbücher, XVII, Ergänzungsband, III, Berlin, 1888, S. 6.

(3) Vgl. O. Schneider, Bismarcks Finanz- und Wirtschaftspolitik, München-Leipzig, 1912, S. 246, 252.

(4) 例えびロシヤの小麦輸出は一八七六〜八〇年の一〇五〇万プードから一八八六〜九〇年には一七二二〇万プードに上昇し、大麦輸出も二〇七〇万プードから六一六〇万プードに増加した。しかし一プードあたりの価格についてはみると、小麦は一八八五〜九〇年の間に八一〜七一ロペイカから七三〜六三ロペイカに、大麦は六八ロペイカから五六ロペイカに下落した。S. Kumpf-Korfes, Bismarcks „Draht nach Russland“, Zum Problem der sozial-ökonomischen Hintergründe der russisch-deutschen Entfremdung im Zeitraum von 1878 bis 1891, Berlin, 1968, S. 129.

(15) H. U. Wehler, Bismarcks Imperialismus und späte Rußlandpolitik unter dem Primat der Innenpolitik, in: hrsg. M. Stürmer, Das Kaiserliche Deutschland, Politik und Gesellschaft 1870-1918, Düsseldorf, 1970, S. 240.

(16) Ebd. S. 243.

(17) Ebd. S. 241 f., H. Böhme, Die deutsch-russischen

Wirtschaftsbeziehungen unter dem Gesichtspunkt der deutschen Handelspolitik, in: hrsg. K. O. Aretin u. W. Conze, Deutschland und Russland im Zeitalter des Kapitalismus 1861-1914, Wiesbaden, 1977, S. 178 f., Schneider, a. a. O., S. 242.

(18) ロシヤの主だ工業國探察はプロトの興のびるが。

(1プードあたり：金ロペイカ)

年	銑 鉄	鉄板	銅 線	機械・具	機関車	農業機械
1877	5	50	150	無〜45	125	無
1882	6	55	165	無〜165	140	無
1887	(海路)25 (陸路)30 (海路)30 (陸路)35	70	400	350	200	70
1891		85	400〜600	480	240	70

Böhme, a. a. O., S. 187.

(19) ヌレン工業國探察の探察報告

(トツ)

年	棒 鋼	鉄 線	金属板・板金	機関車・牽引車	鉄 車	機械・機械部品
1880	53, 431	19, 443	14, 622	3 985	598	19, 413
1886	29, 579	627	8, 445	185	118	9, 290
1888	22, 240	1, 088	9, 672	197	10	8, 164
1891	24, 218	375	7, 744	155	40	12, 160

Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 116.

(10) H. Böhmé, Politik und Ökonomie in der Reichs-

gründungs- und späten Bismarck-Zeit, in: hrsg. M.

Stürmer, Das Kaiserliche Deutschland, Politik und Gesellschaft, 1870-1918, Düsseldorf, 1970, S. 43.

(11) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 121, 156, J. Mai, Das deutsche Kapital in Russland 1850-1894, Berlin, 1970, S. 130, Hallgarten, a. a. O., S. 264 f.

(12) Wehler, a. a. O., S. 245.

II 資本輸出問題をめぐる独露経済対立

1 ロンバルト禁止令以前のドイツの対露投資

前章で見たように特に一八八〇年代後半には、関税政策をめぐり独露関係は深刻な情勢を迎えていたが、それにもかかわらずこの時期の両国関係においては、なおもドイツの対露資本輸出という重要な経済上の連繋が存在していた。種々の前近代的要素の残存が障害となつて資本の蓄積が遅れたロシアでは、鉄道建設、近代的重工業の設立を促進するためには、外国からの資本導入に依存せざるを得ないのが実情であった。⁽¹⁾ それに対し不況以後の資本過剰の結果利率の低下が目だつてきていた西欧資本主義諸国では、ヨーロッパ随一の高利率を持続するロシアの種々の有価証券に有利な投資対象を見出したの

⁽³⁾である。

特に七〇年代後半以降は、政治的対立を原因として対露投資から離れたイギリスに代わり、帝国建設後の急速な経済成長による資本蓄積の進展と信用制度の確立の結果、国際金融市場において勢力を伸長させつつあったドイツがロシアの中心的投資国へと成長してきたのであった。⁽⁴⁾ この時期ドイツの植民地経営はまだ小規模なもので、またバルカンやトルコにおけるドイツの利害も、投資相手としてのロシアの地位を凌駕するほどには大きくなかつた。さらに対露投資はビスマルクの同盟政策に適合するものであったため、外交上の親露政策に促進されて対露資本輸出が活発に展開されたのである。⁽⁵⁾

ドイツ資本は直接投資、及び証券投資の形態でロシアに投下された。例えば直接投資について見ると、ドイツ企業は支社、分工場を設置、ロシア企業への資本参加等を通じて、石油、鉱山業、金属加工、機械工業等、重工業の様々な領域に進出し、⁽⁶⁾ またロシア株式銀行の設立にもディスクント・ゲゼルシャフト(Disconto-Gesellschaft)を中心とするドイツ諸銀行が関与するなど、⁽⁷⁾ ロシア近代化を促進する商工業の諸部門にドイツ資本が深く浸透していた。しかしロシアの資本輸入の支配的な形態は国債、政府

保証債等の公債発行による借款であり、特に鉄道建設のための資本導入は、交通制度の拡充に輸出の増大と近代化促進の手段のみでなく、戦術上の有益さをも認めていたロシア政府にとって重大な意義を持つものであった。⁽⁹⁾

政府は外国人投資家の関心をロシア鉄道債に繋ぐため四〜五%の高利率を維持し、特に多額の鉄道債については元金償還と利子支払いに関する政府の保証を与えていた。⁽¹⁰⁾ ドイツ諸銀行はこうしたロシア鉄道会社の政府保証債を積極的に引き受け、ロシア鉄道網の拡大に重要な役割を果たしたのである。

既に帝国建設以前からこのドイツ諸銀行の業務は開始されていたが、⁽¹¹⁾ 八〇年代になると一層ロシア鉄道債の主要部分がベルリン取引所に集中するようになった。この対露業務の中心はディスコント・ゲゼルシャフト、ベルリン商業銀行 (Berliner Handelsgesellschaft) などの株式銀行の他、ブライヒレーダー、メンデルスゾーン、ヴァルシャウアー、ロートシルトといった大個人金融業者によって構成され、特に八〇年代にはロシアのペテルスブルク国際商業銀行 (St. Petersburger Internationale Handelsbank)、ペテルスブルク割引銀行 (St. Petersburger Diskontobank)、ロシア外国貿易銀行 (Rus-

ische Bank für Auswärtigen Handel) などと共にしばしばコンソルティウムを組織してロシア鉄道債の取引を独占していた。⁽¹²⁾ これら諸銀行によるロシア鉄道債の取引例を二、三挙げると次の通りである。

一八八五年、モスクワ・リヤザン (Moskau-Rjasan)

鉄道会社の四%政府保証債 (額面総額三三三〇万マルク) — ディスコント・ゲゼルシャフトが関与

一八八六年、リヤザン・コスロフ (Rjasan-Koslow)

鉄道会社の四%政府保証債 (額面総額四八六四五〇〇〇マルク) — ヴァルシャウアー、メンデルス

ゾーン、ロートシルト、ベルリン商業銀行、ディスコント・ゲゼルシャフトが関与

一八八六年、クルスク・キエフ (Kursk-Kiew) 鉄道会

社の四%政府保証債 (額面総額六七二八万六五〇〇マルク) — ヴァルシャウアー、メンデルスゾーン、

ベルリン商業銀行、ディスコント・ゲゼルシャフトが関与⁽¹³⁾

ビスマルクは一八八七年一月、ドイツに存在するロシア有価証券の額を一二億ルーブリ (約二〇億マルク) と報告したが、⁽¹⁴⁾ これは当時のプロイセンにおける貯蓄銀行の全預金高 (二二億六一〇〇万マルク) に近い巨額の数

字であった⁽¹⁵⁾。またこれは国外で引き受けられたロシア全有価証券の約六〇％に相当し、対露資本輸出においてドイツは言うまでもなく第一位を占めていた⁽¹⁶⁾。さらに当時帝国銀行が貸付を行っていた四〇の外国証券のうち、三〇までがロシア証券であった⁽¹⁷⁾。以上の数字が示すように、ロンバルト禁止令発令前の段階において、ドイツ諸銀行はロシア政府の金融家としての地位をほしいままにし、ロシア財政はドイツ資本に深く依存するようになっていたのである。

資本を媒介とする独露間のこの経済的結合が、両国の政治的友好関係の基礎を安定させる上で重大な役割を果たしたことは、慢性的な資本欠乏状態にあったロシアにとって、国外からの資本導入が不可欠の要素であったことを考慮すれば明らかであろう。このように独露間の金融上の連繋は政治的にも重要な意義を持っていたのであるが、この関係はやがて両国内部で様々な矛盾を顕在化させ、次第に激しい批判を引き起こしていくことになった。次節では結果的にドイツ金融市場からのロシア有価証券締め出しへと至る過程を明らかにするために、資本輸出問題をめぐり独露両国内部においてどのような利害関係が展開されていたかという点を考察してみたい。

2 独露金融関係をめぐる諸利害

(i) ロシア

これまで述べてきたようなドイツの積極的な資本輸出に対し、ロシア国内では工業ブルジョアジー層を中心に反感が高まっていた。彼等はもともとドイツからの工業製品の輸入に強く対抗して反独的傾向を見せていたが、ドイツ資本によって設立された近代的重工業の競争がもたらす不利益も、多分に前近代的要求をとどめるロシア工業家の敵対心を煽りたてたのである。さらにまた彼等はロシアをドイツに依存させる対独借款にも反対していたが、それは借款の条件としてロシアに課される投資部門の関連品目購入の義務や、債権国としての地位を利用したドイツの様々な通商上の圧力や干渉が、ドイツ側の対露商品輸出を一般的に促進したためである⁽¹⁸⁾。

ロシア工業家層の攻撃はドイツ資本の進出の著しいロシア西部、ポーランド地域に特に集中し、この地域における重工業への政府の抑圧的措施を強く要求していた。ドイツ資本の積極的な進出により近代的工業化が進展した西部国境地域の工業製品は、ロシア国内市場において中央ロシアの工業家層と激しい競争を展開させるようになってきていたため、彼等がこうしたドイツ資本の浸透

に不満を持ったのも当然であった。⁽²⁰⁾

絶大な権力を誇るかのカトコフが率いるモスクワ新聞 (Moskovskije Wedomosti) は、ロシア重工業家層の利害を強く擁護して、金融・経済問題における対独依存の解消、保護関税政策の推進を主張し、激しいプレスキャンペーンを展開させて世論に大きな影響を及ぼしていた⁽²¹⁾が、さらにこの新聞の攻撃は当然の如くポーランド地域の重工業にも向けられた。一八八五年以降プロイセン政府は主にロシア国籍を持つポーランド人を追放し、ドイツ人労働者、農民の東方移住を促進することによって東部諸州のゲルマン化を開始し、ロシア人の間に憤激を引き起こしていた。⁽²²⁾カトコフはこれに対抗して西部国境地域のロシア化を主張し、この地域から外国資本を放逐してロシア工業の地位を強化することをモスクワ新聞において強く宣伝したのである。⁽²³⁾この主張はロシア皇帝にも大きな影響を与え、三月一四日、二六日の勅令へと至ったのであった。即ちロシア領ポーランド及びバルト海岸地域における外国人の不動産獲得・使用の禁止、さらに(例外的場合はあるものの)現在外国人が所有する不動産の強制的売却の義務が、この勅令と続く五月二四日の法令によって規定された。⁽²⁴⁾この地域に居住する外国人

の大半はドイツ国籍を有する人々であったため、この条令によって最も被害を被ったのはドイツ人だったのである。⁽²⁵⁾これはビスマルクが指摘したように「何の補償もない間接的な強制収用」⁽²⁶⁾であり、ドイツ人農業経営者を締め出すと同時に、ドイツ資本によって経営される諸工場の営業に制限を加え、ロシア工業との競争を抑制しようという目的を持ったロシア政府の対抗的措置であった。⁽²⁷⁾従って当然この条令はドイツ国民を憤激させ、関税闘争開始以来高まっていたドイツ国内の反露的気運に一層拍車をかけることになったのである。

(ii) ドイツ

一方対露資本輸出の展開をめぐるドイツ国内諸勢力の利害に目を転じてみると、前章で述べたように対露関税闘争において最も急進的な反露的勢力を形成していたユンカー階層の利害が、ここでもまず第一に浮き彫りにされていた。即ち、ロシアがドイツから導入した資本は主に鉄道建設に用いられていたが、西部国境方面に延長される鉄道網の拡充は輸送費の低下をもたらし、ロシア農産物のドイツへの流入を一層容易にする結果を招くものであった。ユンカーは貿易上彼等と競争関係にあるロシアの農業輸出を促進するために、ドイツ資本が利用

されて⁽²⁸⁾いることの矛盾を激しく非難していたのであつた。

ユンカーのこの利害の主張は、独露戦争を不可避のものと考え、極めて反露的であった軍部に直接の支持者を見出すことになった。ドイツ資本によって促進されるロシアの鉄道建設は、独露戦争の場合ロシア軍の動員及び武器輸送の円滑化を意味するものであるため、対露資本輸出はロシアに対する戦術的援助に他ならないとしてドイツ軍部はこれに強く反対したのである。⁽²⁹⁾

このように対露投資をめぐる最も強力な批判はユンカー、軍部などの保守的勢力の側に見られたが、彼等の利害は対露関税闘争においてより強力な対抗手段の採用を求めていた、ドイツ資本家階級の利害とも一致して強く支持されることになった。既に触れたように元来資本輸出はそれに応じて商品輸出を促進する機能を持つものであるが、前述のようにロシアの相次ぐ工業関税引き上げの結果ドイツ工業製品の輸出は大幅に減少し、ドイツ工業家はもはや対露投資による恩恵を十分に享受することができなくなっていたばかりか、投資の継続がもたらす他の機能、即ちドイツ資本により促進されたロシアの工業発展がドイツ工業輸出に与える不利益の点からも、彼

等は次第に強い不満を抱くようになっていたのである。さらにまた対露投資の制限は工業家層にとって、ロシアの関税引き下げを強要するための圧迫手段として効果的であるとも考えられたのであつた。⁽³⁰⁾この工業家層の立場は、前述したようにヘンケルリフフォンドネルスマルクがビスマルクに対し、ロシアの関税政策に対抗するさらに進んだ措置として、ロシア証券に対する政府の干渉を要求したという事実⁽³¹⁾に代表される。

さらに大多数の国民も、資本の国外流出の結果もたらされる債券価格の下落、金利高騰の不利益の故に、対露投資の増大に批判的⁽³²⁾だった。不況時代には国内産業の収縮と資本過剰が対外投資を増加させたのだが、既に大不況時代の末期にあって資本の需要を増加させつつあつた国内企業にとって、この利子の高騰は大きな障害となつたのである。これはユンカーにとっても同様で、彼等は土地を抵当として資金を借り入れる場合、⁽³³⁾ 抵当証券の利子負担が増大することを恐れて外債引き受けの制限を要求していた。穀物価格下落の結果土地を担保とした債務が急増していた時期であつたから、ユンカーにとってもこれは重大な問題だったのである。

以上のようにドイツ国内では諸階層の大部分の利害

が、対露投資の制限あるいは停止を要求する点で一致していたのであった。

既に述べたように、一八八六年以降ドイツ言論界ではロシアの関税政策に対する攻撃が著しかったが、八七年に至ると報復関税による対抗からさらに一歩進んで、ロシア証券に対する圧迫的措置の採用が強く要求されるようになっていた。特にロシアにおけるドイツ人の土地所有を制限した三月、五月の法令はドイツ国内で激しい反感と不信を引き起こし、反露的プレスキャンペーンを一層激化させることになったのである。⁽³⁴⁾ このキャンペーンに中心的役割を果たしたのはケルン新聞、ポスト、十字新聞 (Kreuzzeitung)、ベルリン政治通信 (Berliner Politische Nachrichten)、ベルリン日報 (Berliner Tageblatt) など、ユンカーや工業ブルジョアジーの利害を代表する諸新聞であり、⁽³⁵⁾ これらの論説はロシア証券の信用性を否定して、盛んに証券所有者にその売却を宣伝していた。⁽³⁶⁾

これに対してロシア証券の取引に直接利害を持つ金融関係者 (具体的にはベルリンの大株式銀行) や、ベルリン株式新聞 (Berliner Börsen-Zeitung)、ベルリン株式新報 (Berliner Börsen-Courier) など金融関係の諸新

聞は、当然のことながら対露業務継続を支持する立場をとっており、強力な対抗的キャンペーンを行なったが、⁽³⁷⁾ 既に世論の大勢はロシア証券締め出しを要求する方向に傾いていた。

ロシアの金融・経済状況が各新聞で論述されたことはベルリン証券市場に金融心理的影響を及ぼし、ロシア国債の相場は七月のうちに四〇五%の後退を記録した。⁽³⁸⁾ また五月に一〇〇ルーブリ一八四マルクであったルーブリの為替相場も七月には一七九へと下落を見せ、八八年三月には一六四でその最低点に達した。⁽³⁹⁾ それに加えて七月末までに約一億ルーブリのロシア有価証券がドイツ人所有者から手放されるに至ったのである。⁽⁴⁰⁾

一八八七年夏の間のドイツの情勢は以上のように極めて反露的なものであり、ロンバルト禁止令はいわば大多数の国民の一致した要求に沿って実施されたのであった。

3 ロンバルト禁止令の成立とビスマルクの目的

これまで投資問題をめぐる独露両国の反応と諸利害について見てきたが、ここで我々は実際に対露投資の禁止を実施した当事者であるビスマルクの立場についてさらに進んで検討してみる必要がある。

ドイツ国内の情勢が反露的傾向を強めていた中であつて、ビスマルクは一八八六年の段階においてはまだ金融上の結合が外交政策に与える影響を重視し、金融政策上の強硬措置は最後の手段であるとして、なおも通商関係改善のための努力を続けていた。⁽⁴¹⁾しかし八七年に至り、工業ブルジョアジーの利害と結合したヴィンシュネグラドスキーがロシア蔵相に就任し、新たな工業関税引き上げを展開させ、さらに前蔵相ブンゲとビスマルクの間で進められていた通商条約に関する商議も挫折をみた時、ようやくビスマルクも強硬手段の必要性を考慮するに至つたのである。⁽⁴²⁾当時駐独ロシア大使シュヴァロフとの間に再保障条約締結のための商議が進行していたことも、ビスマルクが慎重な態度を保持した理由だったが、六月一八日の調印によって条約成立が確定した後、初めて彼はこの問題に対し反応を示すようになった。⁽⁴³⁾

八七年夏の間猛烈な勢いで展開された反露的プレスキャンペーンに関しても、ビスマルクはこれを抑制しようとする姿勢を見せていない。新聞による対露攻撃は全く非公式に展開されたものであるという体面を維持するため、ビスマルクは政府系の機関紙である北ドイツ一般新聞 (Norddeutsche Allgemeine Zeitung) がこれに関

与することは制御していたものの、⁽⁴⁴⁾民間の新聞に関して はむしろ逆にそのキャンペーンの継続を鼓舞していたのである。⁽⁴⁵⁾

こうした情勢の中で八七年一〇月一日、外相ヘルベルトロビスマルクは父ビスマルクに宛て、帝国銀行による外国証券への投資を制限する措置を提議した覚え書を提出した。⁽⁴⁶⁾その内容を抜粋すると以下の通りである。

「外国有価証券への投資に対するドイツ国民の偏愛を克服するために、閣下 (ビスマルク) はロシア証券に対する新聞の攻撃を継続すること、またプロイセンの關係当局長官に対し、その配下にある諸官庁に次のような指示を与えるよう要請することを決定した。即ち外国証券が将来担保として引き受けられることも、また財産投資の目的で購入されることも認められず、それについて諸官庁は直接であれ監督上であれ協力しなければならぬ」と。同時に私は帝国銀行において外国証券への動産抵当貸付を制限することが、我々の経済的・政治的利益のために適當ではないかどうかという問題を提起する。……現在帝国銀行は四〇の外国証券に貸付を行なっており、そのうち三〇がロシア証券である。この後者 (ロシア証券) から貸付資格が奪われるならば、それによつ

て国内証券への財産投資の効果的な動機が創られるであろう。⁽⁴⁷⁾

この一か月後、帝国銀行総裁の各支店に対する訓令という形式で、有価証券などの動産を抵当とする貸付の禁止、いわゆるロンバルト禁止令が公布されるに至った。その内容は次の通りである。

ベルリン、一八八七年十一月一日

当指令が受理された後は、ロシア有価証券に対する
抵当貸付はもはや認められない。

帝国銀行理事会

デヒェント、コッホ

帝国銀行全支店及び動産抵当貸付部宛⁽⁴⁸⁾

この禁止令はロシア有価証券の新規引き受けの拒否であるばかりでなく、証券価値に決定的打撃を与えることによつて、既存のロシア証券をもドイツ国内から放逐することを意図したものである。⁽⁴⁹⁾しかしこの条令の持つさうらに重要な意味は、独露間の政治的結合の基盤を補強していた金融上の結合の断絶が、これを以て公的に声明されたという点にある。露仏接近の回避と独露連繋の維持を自らの外交政策の要とみなしていたビスマルクにとつて、これは明らかにその外交方針に矛盾した措置という

べきであろう。にもかかわらず何故ビスマルクは敢てこのような行動に踏み切ったのであろうか。この問題はロンバルト禁止令の必然性を解明する上で非常に重要性を持つものであるため、この点についてはやや詳細に検討を試みてみたい。

もちろんロシア証券の締め出しがドイツ国内諸階層の一致した要求であった以上、これに反対することはビスマルクの立場を不安定にさせるものであるから、これが直接的な理由であったことは否定できないであろう。さらにこの措置が前述のロシアの勅令に対する報復手段であると論じられる場合もあるが、このように重大な影響力を持つ決定がこれらの動機によつてのみなされたとは考えられない。その決定にあたっては、敢てこうした強硬手段に出ざるを得なかったほどの対露政策上の考慮がビスマルクには存在したはずである。

先に挙げたヘルベルト・ビスマルクの覚え書の中では「外国有価証券への投資に対するドイツ国民の偏愛を克服するために」とその目的について述べてあり、国内証券価値を保護するために外国証券の氾濫を抑制しようとする金融政策上の措置であるような印象を与えているが、実際にこれが金融政策上の必要から行なわれた措置

であるならば、何故当の禁止令において「ロシア有価証券、券に対する抵当貸付をもちや認めない」と特にロシア証券に限定する必要があったのであろうか。ヘルベルトは帝国銀行が取り扱う外国証券のうち大半を占めるロシア証券に対し貸付を禁止することが、ドイツ国民を対国内証券投資へと向ける有効な方策であると述べているが、当時ドイツ国内の激しい新聞論戦の結果ロシア証券の信用性は低下してきており、特にロシア証券を締め出すという措置を行なわなくとも、ドイツ人投資家が次第にロシア証券から離れ、より有利な投資先を求めようになつたであろうことは明白である。⁽⁵⁰⁾従つてこの禁止令が純粹に金融上の目的から配慮された政策であつたならば、ロシア証券に限定せず一般的に外国証券に対する禁止という形式をとるべきであつた。この点を考慮すると、ヘルベルトの覚え書において述べられたビスマルクの金融政策上の理由は単なる口実に過ぎず、実際には特にロシア証券を直接禁止の対象として明記すべき何らかの必要性があつたのではないかと推測されるのである。

これまで述べてきたように、⁽⁵²⁾ロシアにおいて反独的風潮が極度に高まっていたこと、また対露関税闘争においてもドイツは既に報復関税だけでなく、さらに一層有効

な対抗手段の必要に迫られていたことなどを考慮するならば、ビスマルクがこうした強硬措置に踏み切つた背後には、対独依存の大きさを改めてロシアに認識させることによつて、カトコフを中心とする汎スラヴ主義者、軍部・政府内の反独親仏論者、さらにロシア重工業家層、ヴィシユネグラドスキーの経済政策等に代表されるロシア国内の反独的勢力に打撃を与え、両国間に存在する一切の不和を解消し、さらには関税政策上の譲歩をも引き出そうとする政治的動機が支配的に働いていたと見るのが妥当であらう。

金融政策上の威嚇がロシアに及ぼす効果に関してビスマルクが過信し、ロシアの中心的債権国としての地位をしばしば外交政策上の圧迫手段として利用したという点⁽⁵³⁾は、フェイスやマイも指摘するところである。こうした楽観的かつ高圧的姿勢は、ビスマルクだけでなく当時ドイツ政府上層部においても顕著に見られた。⁽⁵⁴⁾いずれにしてもロシア証券の中心部分がドイツ市場で取引きされてきたという強みを、ビスマルク及びドイツ政府が利用し尽くそうとしていた点は間違いないと思われる。レイヴズの言葉を借りるならば「ロンバルト禁止令は関税問題を含む全体的なロシア政府の政策に対する否認を表明

し、通商条約交渉に圧迫を行使するためのビスマルクのドラスティックな手段であった。⁽⁵⁵⁾

しかしこうしたロシアの一方的な対独依存を前提に置いた圧迫手段としての禁止令は、この一つの条令の中に独露間に存在するあらゆる対立・矛盾を一挙に解決しようとする意図を含ませるものであり、危険性をはらんだ冒険的な強硬手段であった。実際の結果を見てみると、このビスマルクの意図はことごとく失敗を遂げたのであって、そればかりでなく逆に露仏間の経済的連繫を促すという不都合な結果を招くことになったのである。そこでこの失敗の場合、さらに露仏の接近という結果に関して、果たしてビスマルクには予測が及ばなかったのであろうかという疑問が当然生じてくるのだが、これについてはフリーデの次の表現がある程度の示唆を提供しているかもしれない。「ビスマルクがその政治家としての洞察力にもかかわらず、露仏の結合はあり得ないものと考えていたとすれば、その説明はイデオロギーの問題のみがなし得るであろう。明らかに彼は、君主政ロシアは共和政フランスからの『赤い金』は受け取らないだろうと信じていたか、あるいは信じたいと考えていた。⁽⁵⁶⁾」ビスマルクが君主政の擁護という独露両国のイデオロギー上の

結合に大きな信頼を置いていたことは確かであるとしても⁽⁵⁷⁾、彼がロシアのフランス資本受け入れの可能性について過小評価したのは、君主政対共和政の対立を決定的問題とみなしたためであるとするこの指摘が、どの程度確証を持つものであるかについては疑問の余地がある。しかしこのフリーデの指摘もロンバルト禁止令に関するビスマルクの動機の一つの仮説としては興味深いものと言えるだろう。

さらにフランスの当時の投資状況を見ると、一八八六年あたりから次第に増加してきてはいるものの、一八七一年一八八五年まではフランスの対外投資は停滞しており、⁽⁵⁸⁾ こうした状況からもビスマルクは、フランスが対露資本提供国としてドイツの地位を凌駕し得るといふ可能性に⁽⁵⁹⁾ 関し、比較的楽観視していたのではないかと推測されるのである。

ロンバルト禁止令の結果に対するビスマルクの判断について推測する場合、さらに考慮に入れなければならぬのは、政治と経済の相互関係に関する彼の見解であろう。この禁止令がもたらす重大な影響を考えれば、ビスマルクがこのような危険性を持つ強硬的措施を実施した動機は、政治と経済の関係についての彼の前提的見解を

抜きにしては判断するのが困難である。ヴェーラーはビスマルクがしばしば政治と経済は本来別個の問題であるという考えに固執したことを指摘して、ビスマルクはこの禁止令が政治、外交に及ぼす結果の重大さを見誤ったのではないかと述べている。⁽⁶⁰⁾ またイベッケンも、既にこの時期には政治の全体制の中に経済上の諸力が介入し、重大な影響力を持つという新しいシステムが成立していたにもかかわらず、ビスマルクの古い外交理論においては、経済政策上要求される行動に外交が対応するという概念は重視されていなかったと指摘する。⁽⁶¹⁾ これらの指摘の通りビスマルクが外交政策の自律性を確信していたとするならば、ドイツの安全を保障するべく意図された同盟システムが完成をみたこの時期にあって、特に彼がその政治上の体制に自信を抱き、経済上の一政策に過ぎないこの禁止措置が彼の国際体制の基盤を崩壊させ、露仏の政治的結合を導き出す結果を招くとは考え及ばなかったという推測も可能かもしれない。

一方ヴェーラーはビスマルクが再保障条約を締結しながらも、ロシア国内情勢の不安定さに不信と危惧を抱いていた点について言及している。⁽⁶²⁾ 当時ブルガリア問題を含めて、露露の対立が激化すると共に、ロシア国内で独

塊陣営との戦争を不可避とみなす主戦派が台頭してきており、さらに急進的な自由主義者の側でも、ロシアの敗北を機に革命あるいは自由主義的改革が実現され得るという期待のもとに、露露戦争に対する煽動が行なわれていたのである。⁽⁶³⁾ 従ってこのように不安定なロシアの状況に関しビスマルクは、ロシアが財政的に窮乏し軍備拡大が妨害される限りその好戦的傾向は抑制されるであろうという信念に基づき、投資の継続によるロシアの軍備強化を阻止しようと考えていたとフリーデは指摘する。⁽⁶⁴⁾ この点についてはベルヒエムの書簡においても、対露経済関係の清算はロシアの好戦的勢力の打破と、外相ギエールスに代表される親独政策の間接的援助を意味するものであると論じられている。⁽⁶⁵⁾

以上ロンバルト禁止令実施にあたってのビスマルク自身の見解を幾つかの面から検討してきたが、彼が当然対露関係の疎隔を希望していなかったことは、当時の彼の外交政策上の努力から明らかである。従ってビスマルクはこの措置によって対露友好関係の基盤が掘り崩されることにはなるとは考え及ばなかったという判断ができるであろう。

このような事情を背景としてロンバルト禁止令は成立

をみたのであるが、当然のことながらこの措置は金融関係の諸新聞、さらに直接ロシアとの取引きにあたるベルリン諸銀行の間に強い反発を引き起こした。⁽⁶⁶⁾しかし相互の競争のため不統一であった諸銀行は結局政府の方針に屈服せざるを得ず、後述するように様々な手段を用いて彼等が対露業務を継続したとしても、ドイツ証券市場における公式の取引きはこの条令を以て停止されたのであった。⁽⁶⁷⁾

註

- (1) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 135 f., Wehler, a. a. O., S. 240.
- (2) Vgl. H. Gebhard, Die Berliner Börse von den Anfängen bis zum Jahre 1896, Berlin, 1928, S. 139 f., J. Riesser, The German Great Banks and Their Concentration in connection with The Economic Development of Germany, Washington, 1911, p. 156 f.
- (3) Mai, a. a. O., S. 143.
- (4) H. Feis, Europe the World's Banker 1870-1914, Yale University Press, 1930, p. 18, 68.
- (5) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 138.
- (6) Vgl. ebd. S. 149 f., Mai, a. a. O., S. 174 ff.

- (7) 例えばペテルスブルク国際商業銀行、ペテルスブルク割引銀行、ロシア外国貿易銀行等の設立にデイスコント・ゲゼルシャフト他のドイツ諸銀行が参加した。Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 146., Mai, a. a. O., S. 69 ff.

- (8) 例えば一八八一年のロシアの資本輸入のうち、公債の占める割合は九六・三%、株式投資の形態をとるものは三・七%であった。中山弘正「経済構造——大戦前夜好況期の資本蓄積をめぐる」江口朴郎編『ロシア革命の研究』中央公論、一九六八、二一五頁

- (9) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 139.

- (10) Ebd., S. 140.

- (11) 例えば一八六三年にはモスクワリーヤザン鉄道の五%利付鉄道債をダルムシュタット銀行、デイスコント・ゲゼルシャフト、ケルンのオッペンハイム等が引き受け、一八六五年にはリヤザン・ロスロフ鉄道債の引き受けに主にヴァルンシャウアーが関与した。Mai, a. a. O., S. 48 f.

- (12) これら諸銀行のなかでも特にデイスコント・ゲゼルシャフトが対露業務において中心的地位を占め、一八七七〜九四年の間に一三回のロシア鉄道債発行に関与し、一八八〇〜九〇年に約六億マルクを扱った。ebd. S. 153 f., W. Steinmetz, Die deutschen Großbanken im Dienste des Kapitalexports, Luxemburg, 1913, S. 41 f.

- (31) Mai, a. a. O., S. 141-143.
- (4) Bismarck, Die Gesammelten Werke, Bd. 13, Reden, Berlin, 1930, S. 230.
- (5) R. Ibbeken, Das außenpolitische Problem, Staat und Wirtschaft in der deutschen Reichspolitik 1880-1914, Schleswig, 1928, S. 109. なおタムペンローネンハスは約二〇億マルクの鉄道証券がドイツに存在したと見積りしている。Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 143.
- (9) Ibbeken, a. a. O., S. 109.
- (11) Die Große Politik der Europäischen Kabinete, Bd. V, Nr. 1140. (以下 G. P. と略す)
- (18) 戸原四郎「第一次大戦前のドイツの資本輸出」嘉治真三郎編『独占資本の研究』東大出版会、一九六三、六六頁。
- (19) 例えば合同ケーニヒ・ラウラ製鉄所 (Vereinigte Königs-und Laurahütte) は八〇年代初め以来、ポーランドに支社であるカタリナ製鉄所 (Katharinahütte) を所有し、またヘンケル・フォン・ドネルスマルクもこの地域にプーシキン製鉄所 (Puschkinhütte) を所有していた。なおライン製鋼所 (Rheinische Stahlwerke AG)、ヴァルテンブルク金属工場 (Württembergische Metallwarenfabrik) などもポーランド地方に支社、分工場を設置しており、炭鉱業においてもザムブロン地域の一八の堅坑のうち九坑までドイツ資本が関与し、この
- 地域の石炭生産の八六%を供給していた。Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 151.
- (20) H. Deininger, Frankreich-Rußland-Deutschland 1871-1891, Die Interdependenz von Außenpolitik, Wirtschaftsinteressen und Kulturbeziehungen im Vorfeld des russisch-französischen Bündnisses, München-Wien, 1983, S. 245 f.
- (21) Ebd. S. 185, Ibbeken, a. a. O., S. 92 f., Mai, a. a. O., S. 129, vgl. G. P. Bd. V, Nr. 977-979, 992, 1006, 1117, 1118.
- (22) これはポーランド人の民族運動に打撃を与えるための政策であると同時に、ポーランド人の競争からドイツ人中産階級を保護し、さらに追放されたポーランド人の土地をドイツ人土地所有者に払い下げることによつて、この階級の利益を確保しようとするものであった。ビスマルクはこうしたポーランド政策の推進により、保守化したプロイセン議会の支持を得ることを可能にしたのである。Hallgarten, a. a. O., S. 250 f., Wehler, Polenpolitik im Deutschen Kaiserreich, in: Krisenherde Kaiserreichs, Studien zur deutschen Sozial- und Verfassungsgeschichte, Göttingen, 1979, S. 189 f.
- (23) Mai, a. a. O., S. 129, Deininger, a. a. O., S. 250.
- (24) G. P. V. Nr. 1137, Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 153 f., Wehler, späte Rußlandpolitik, S. 244, Hallgarten,

a. a. O., Bd. II, S. 516. ロシア西部地域へのドイツ人の勢力拡大については、既にこれより以前からロシア側で批判的見解が示されていた。例えば一八八六年八月一日の駐露代理公使 (Geschäftsträger) ビューローとの会談において、ロシア侍従武官長 (Generaladjutant) チェレヴィンは、独露両国関係を改善する上で重大な意味を持つ問題点の一つとして、ドイツ政府によるロシア領ポーランド地域へのドイツ人移住者の抑制という点を挙げてゐる。G.P.V. Nr. 980.

(25) この地域における外国人居住者の内訳は、プロイセン人二九三七〇人、オーストリア人三〇四〇人、その他の外国籍を持つ者七十七人であった。D. Friede, Der verheimlichte Bismarck. Würzburg, 1960, S. 105, Ib-beken, a. a. O., S. 106.

(26) G.P.V. Nr. 1139.

(27) Mai, a. a. O., S. 183.

(28) Ebd., S. 130, Hallgarten, a. a. O., S. 263, Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 154.

(29) Mai, a. a. O., S. 151, Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 155.

(30) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 155.

(31) Hallgarten, a. a. O., S. 253, 264.

(32) Ebd., S. 263, 戸原四郎前掲論文七三頁。

(33) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』御茶の水書房、一

九六七、五一—五二二頁。

(34) 外務次官 (Unterstaatssekretär im Auswärtigen Amt) ヘルヒムは、「ドイツ諸新聞のロシア証券に対する攻撃を鼓舞しているのはまさにこのロシアの措置に他ならないと述べた上で次のように言及している。「ロシア西部国境地域におけるドイツ人の身分の剥奪は、ロシアに財産を所有することの安全性を否定するものであり、同種の行為が外国人の動産の略奪へと容易に導かれ得るものであることを示している。」G.P.V. Nr. 1138.

さらにビスマルクも、「ロシア公債に対する不信を三月一四日の勅令に結びつけるのは全く妥当で」あり、「外国人の土地相続権の破棄は動産に関する利子支払請求権についても起こり得るものであり、ロシアの法の保護にある財産が突然価値を失なう場合があり得るといふ恐れも、債務者としてのロシア国家の確実性に対する信用を動揺させた。」と述べてゐる。G.P.V. Nr. 1139.

(35) H. Müller-Link, Industrialisierung und Außenpolitik, Preußen-Deutschland und das Zarenreich von 1860 bis 1890, Göttingen, 1977, S. 462, Anmerkungen (20), Wehler, a. a. O., S. 260, Anmerkungen (22), Mai, a. a. O., S. 130.

(36) Deininger, a. a. O., S. 246, Müller-Link, a. a. O., S. 315, Mai, a. a. O., S. 130.

(37) Müller-Link, a. a. O., S. 324 f.

- (38) Ebd. S. 324.
- (39) Ebd., Mai, a. a. O., S. 169.
- (40) Müller-Link, a. a. O., S. 324.
- (41) 例えば八六年四月ベルヒウムがロシアの関税引き上げを阻止するために、ロシアの借款計画に妨害を加えることとロシア政府に威嚇を与えるよう提議した際にも「スマルタはこれを拒否した。Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 156.
- (42) Ebd.
- (43) Friede, a. a. O., S. 105.
- (44) 八七年七月、ヘルベルト・ビスマルクが自筆の論説を北ドイツ一般新聞に発表しようとした時にもビスマルクはそれを禁止した。Müller-Link, a. a. O., S. 462, Anmerkungen (20).
- (45) Vgl. G.P.V. Nr. 1140. またビスマルクは八六年一月二三日、外務省に対しロシア証券相場下落のための操作を指示している。Hallgarten, a. a. O., S. 254. さらに八七年八月、シェヴァロフがドイツ国内の新聞論争に対する抑制措置を要求した時にもビスマルクはこれを拒絶した。ebd. S. 265.
- (46) 既に再保障条約締結直後の八七年七月、ビスマルクはロシア証券に対する抵当貸付業務禁止の可否を帝国銀行に検討させた。Deininger, a. a. O., S. 250.
- (47) G.P.V. Nr. 1140.
- (48) G.P.V. Nr. 1142. なおプロイセン邦立銀行ゼー・ハンズ・ンタ (Seehandlung) もこの禁止令に従った。W.H.C. Laves, German Governmental Influence on Foreign Investments 1871-1914, Chicago, 1927, p. 35.
- (49) A. Sartorius v. Waltershausen, Das volkswirtschaftliche System der Kapitalanlage im Auslande, Berlin, 1907, S. 47.
- (50) Vgl. G.P.V. Nr. 1138, 1139.
- (51) 岡部健彦「Lombardverbotの成立とビスマルク的国際体制」『史料』三六卷三号、一九五三、二〇八頁。
- (52) 当時ブルガリア問題をめぐり、独露関係が政治面においても緊迫した状況であったことに留意する必要がある。cf. Langer, op. cit., p. 365 ff.
- (53) Feis, op. cit., p. 213f., Mai, a. a. O., S. 222.
- (54) 例えばベルヒウムの発言(八六年四月一三日)に次のようなものが見られる。「ドイツは教年来ロシアの中心的債権者であり、ロシアの金融家となっている。こうした事情を背景にして、ドイツはロシア製品に対する対抗関税だけでなく、ロシア公債取引契約の妨害によってロシアを威嚇し、「ロシアに関税引き上げの放棄を強いることができないであらう。」Böhme, Die deutsch-russischen Wirtschaftsbeziehungen, S. 180.
- (55) Laves, op. cit., p. 37.
- (56) Friede, a. a. O., S. 109 f.

(57) ビスマルクは独露両国の平和的關係においては、兩國君主間の個人的友好が非常に重大な意味を持つという考えをしばしば表明している。Vgl. Bismarck, Gedanken und Erinnerungen, Stuttgart-Berlin, 1921, Bd. II, S. 122, 284.

(58) これについてはフェイスのまとめた表が、ごく概略的な数字ではあるが、古典的な資料として定着している。Feis, op. cit., p. 44.

(59) この点に関してはダイニンガーにも、「ドイツではフランス金融市場の受入れ能力についても、また受入れ準備に関しても過小評価していた。」という指摘が見られる。Deininger, a. a. O., S. 235.

(60) Wehler, a. a. O., S. 252 f. 例えば「政治的には友好關係にありながら経済的には対立し得る。」というビスマルクの見解(G.P. VI. Nr. 1633)、「大国における経済・政治關係はそれ自体互いに何の關係もない。」というロンバルト＝ビスマルクの発言(G.P. VI. Nr. 1345)等に注意。

(61) Ibbeken, a. a. O., S. 134.

(62) Wehler, a. a. O., S. 252.

(63) Vgl. G.P. V. Nr. 979, 1118.

(64) Friede, a. a. O., S. 107.

(65) G.P. V. Nr. 1138.

(66) Laves, op. cit., p. 35 f, Mai, a. a. O., S. 166.

(67) この禁止令に対してはこれら金融關係者ばかりでなく、伝統的な親露政策に固執するヴィルヘルム一世もまた反対の意を表明していた。彼は個人的財産をロシア証券に投資し、ビスマルクの反露的金融政策が激化していた時にもそれを売却しなかったと言われる。Hallgarten, a. a. O., S. 265 f.

III ロンバルト禁止令の諸結果

1 露仏接近の進展

ロンバルト禁止令はロシア証券を所有するドイツ人に、ロシア信用制度に対する不信の表明として受け取られ、ロシア証券相場の急激な下落を引き起こし、その売却を促進した。⁽¹⁾ こうした動向は当然ロシアを圧迫し、深刻な信用危機に曝されたロシア政府はロシア証券の買い支えに努める一方、ビスマルクの意図した通り関稅政策上の妥協を行なう姿勢を見せ、⁽²⁾ 八八年二月にはベルリンでシュヴァロフが通商条約の商議を準備し始めた。ロシア側の譲歩的態度はほぼ一年近く続き、⁽³⁾ 禁止令にかけたビスマルクの狙いは正に成功したかのように思われたのであるが、やがて状況はドイツ側の期待を裏切る方向へと傾いていった。

八七年、八八年のロシアの大豊作と他のヨーロッパ諸

国の不作は、ロシア穀物輸出を急激に増大させ、その結果ロシアの貿易収支は大幅に好転したため、政府はこの貿易収支の黒字に支えられて、ドイツ市場で投げ売りされたロシア証券の買い支えに巨額の費用を投じることが可能になったのである。⁽⁵⁾

ロシア政府の譲歩的姿勢を転換させた一つの要因は、フランス諸銀行による資本提供の申し入れであった。ドイツ国内で反露的プレスキャンペーンが尖鋭化していた八七年以降、既にロシアはフランス金融市場を獲得するための画策を進めており、⁽⁶⁾ それに対しロートシルトを中心とするフランス諸銀行も好意的態度を示していたが、⁽⁷⁾ 禁止令発令以後にはフランス諸銀行はシンジケートを組織して、ドイツ市場から放出されたロシア証券の買い取りに積極的な動きを見せるようになった。⁽⁸⁾

さらにまた、財政改革の一環としてヴィシユネグラドスキーがかねてから計画していた低利借換えを実施する上でも、ドイツからロシア証券の多くが手放されたのは一つの好機となった。⁽⁹⁾ ロシア国家予算の赤字は八七年まで慢性的に累積し、⁽¹⁰⁾ 貿易収支の出超の伸びも鈍く、⁽¹¹⁾ 巨額の外債の利払いも賄えない程であった。そのため旧債の利払いのために、新たな債券発行を国外に依存しなければ

ならないという悪循環が繰り返されたのである。⁽¹²⁾ 従って低利による借換えはロシア政府にとって、利子支払いの負担を軽減し国家財政を改善するための差し迫った重大問題であった。⁽¹³⁾ 実際禁止令以後、旧来の利子率五〇六%のロシア証券が四〇%程度で借換えられていったが、⁽¹⁴⁾ それでもなおフランス国内の有価証券よりは高率であったため、⁽¹⁵⁾ ロシア証券はフランス人投資家にとって有利な投資対象であり、従ってフランスはロシア借換債を積極的に引き受けたのである。

フランスがこの時期対露投資を推進した事情を理解するためには、次のような政治・経済上の状況も把握しておくなければならない。即ち従来フランスの中心的投資国であったイタリアとの関係が、⁽¹⁶⁾ チュニスをめぐる政治的対立、関税闘争の激化等によりこの時期極度に悪化した結果、⁽¹⁷⁾ ついにフランスは八七年イタリアから七億フランを超える資本を引き上げたが、資本過剰と利回り低下による対国内事業投資の収益性の減少から、より収益度の高い外国証券への投資を嗜好していたフランス人投資家は、イタリアに代わる新たな投資地域開拓の必要性に迫られ、ロンバルト禁止令以後のロシア証券の放出が正にこうしたフランスの要求に適合したのである。さらに

また陸軍増強案を通過させる目的から、当時ビスマルクによって意図的に誇張・宣伝されていた独仏戦争の危機⁽¹⁸⁾はフランスを刺激し、このためフランス政府は危急に備えロシアとの連繫を確保しようとする政治的配慮から、対露投資を承認し積極的に奨励したのであった。⁽¹⁹⁾

以上のような政治・経済的利害に促進されて、フランスはドイツの対露投資が妨害されたのを機に、ドイツ市場から放出された⁽²⁰⁾ロシア証券や新たな借換債の引き受けに乗り出していき、一方低利借換えに成功したロシアの側でも、⁽²¹⁾利子支払いの負担を軽減され財政改善に成功したのである。さらに旧債の借換えばかりでなく新規発行も開始され、九一―九二年までには全ロシア外債の六〇―七〇%がフランスで保有される程になっていた。⁽²²⁾

このように結局ロンバルト禁止令は、ロシアにとり決して不利な影響を及ぼすものではなかったため、最終的にこの措置はビスマルクが意図したように、ロシアに対する圧迫手段としての効果をあげることがなく、逆に露仏間の金融上の提携を促す結果を導いたのである。この意味においてロンバルト禁止令は失敗に帰したと言わざるを得ないであろう。

この後の露仏間の金融上の結合をさらに見てみると、

露仏同盟成立後は政治的保証を得てフランスの対露投資は一層進展し、種々の鉄道債や日露戦争の戦費調達のための国債等、各種の公債にフランス資本が深く関与していくことになった。⁽²³⁾ またこの時期におけるフランス対外投資の地理的分布を見るならば、例えば一九〇〇年には全投資額の二五%がロシアに投下されており、投資地域としてもロシアが圧倒的に他を凌駕するようになっていた。⁽²⁴⁾

こうしてロンバルト禁止令が公布された一八八七年を境として、フランスは対露投資において主導的役割を果たすようになり、ドイツに代わって確実にロシアの中心的債権国へと成長していったのである。このような金融上の接近と並行して、八九年末のロシア外国貿易銀行のパリ支店開設、ロシアに対するフランスの関税引き下げなど、露仏経済関係を促進する措置が相次いで実行された。⁽²⁵⁾ さらにこうした資本輸出の進展は軍需品輸出をも促進し、露仏間で大規模な武器輸出契約が成立するなど、金融上の接近と共に両国の提携は急速に進行していったのである。⁽²⁶⁾

2 禁止令以後のドイツの投資状況

当初禁止令の効果に関し楽観的見方をしてきたビスマ

ルクも、予想外の露仏接近の展開と、ドイツ諸銀行の対露業務復活を求める圧迫に直面して、次第に動揺を見せるようになった。⁽²⁷⁾八八年夏以降のビスマルクのこの問題に対する態度は、一方では反露的キャンペーンを強化させながら、⁽²⁸⁾他方ではブライヒリーダー、デイスコント・ゲゼルシャフトに、八九年三月ロシアの四%借換債への取引参加を許可するというように矛盾を極めたものであった。⁽²⁹⁾このようなビスマルクの姿勢は、八八年に即位したヴィルヘルム二世や対露強硬策を主張するヴァルダレー以下⁽³⁰⁾の軍部、ベルヒエム、ラッシュダウ、ホルシュタイン等反露的な外務省筋の主要人物との確執を引き起こすことになった。いずれにしてもビスマルクは、業務上の損失に抵抗するベルリン諸銀行に借換債に関する取引を承認することによって、禁止令の事実上の修正を行なったのである。しかし露仏の接近が進展しつつある状況にビスマルクが焦慮を抱いたとしても、禁止令の全面的廃止は内政的配慮からもはや困難であった。

禁止令以後ロシア国債に関しては、一九〇二年の一回を除いてドイツによる引き受けは完全に停止し、⁽³¹⁾また新規の起債も行なわれなくなったため、ドイツの対露証券投資額が大幅に減少したことは明らかである。ベルリン

株式新報は九一年一月一日付けの論説において、三〇億マルクのロシア証券がドイツからフランスへと流出したと報告し、⁽³²⁾九四年一月二四日の宰相カプリヴィの書簡では、「ロシア証券は比較的わずかな額に至るまでドイツから流出してしまった」ことが言及されている。⁽³³⁾また外務省参事官 (Vortragender Rat des Auswärtigen Amtes) ラッシュダウの見積りによると、九四年現在ドイツは八七年の額の一〇%に過ぎない二億二億五〇〇〇万マルクのロシア国債及び鉄道債しか保有していなかった。⁽³⁴⁾

こうしてロシアから引き上げられて遊離したドイツ資本は、新たにイタリヤ、オーストリア⁽³⁵⁾ハンガリー、トルコ、新大陸などに投資されることになるが、九〇年代後半以後は好況に向かうに従って、次第に国内産業への投資の割合が増大していった。七三年以降の大不況時代にドイツの対外投資が激増したのは、国内産業の収縮の結果国内投資の収益性が低下したためであった。しかし八〇年代中期の不況期には、ドイツの全証券取引のほとんど半分を占めていた外国証券も、不況の克服と共に伸長してきた国内企業証券に圧倒されて次第にその比重が低下し、八八〜九〇年には三〇%台、九〇年代には二

〇%台に、さらに一九〇〇年以降は一〇%台へと落ちこみ、代わって国内企業証券及び内国債への投資が全体の過半を占めるようになった。³⁶しかし前述したように、対露取引が完全に中止された訳ではなく、ドイツ諸銀行は国際的コンソルティウムに参加することにより、鉄道債の借換えを中心としてなおもロシア業務を継続させており、³⁷また手放されなかったロシア証券がなおドイツに存在したとも考えられるので、ロシア証券が「わずかな額に至るまでドイツから流出した」かどうかは疑わしいが、いずれにしてもその額が最盛期に比べて相当に減少したことは間違いない。さらに国内証券に対する投資が増大したことによっても、投資対象としてのロシアの相対的な地位の低下は免れ得なかつたのである。

一八九四年二月一〇日、独露両国間で長らく懸案になつていた通商条約がようやく締結され、長年に渡る関税闘争も一応の終結をみた後に、³⁸ロンバルト禁止令は同年一〇月二六日形式上廃止されたが、それ以後も外交政策上の対立を反映して、政府は対露投資業務に干渉を及ぼし続けた。³⁹しかしこの後再び公的な禁止措置が採られることはなかつたにしても、既に露仏同盟の成立後政治的にも保証されて一層進展した露仏間の経済的結合を克服

し、緊密な独露関係の復活を図ることはもはや不可能だつたのである。

註

- (1) Wehler, a. a. O., S. 247.
- (2) Vgl. G. P. VI. Nr. 1345.
- (3) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 159-161.
- (4) O. Crisp, Studies in the Russian Economy before 1914, London, 1976, p. 100., G. F. Kennan, The Decade of Bismarck's European Order, Franco-Russian Relations 1875-1890, Princeton, 1979, p. 387. ロシアの貿易収支の差額は八七年の二三〇〇〇万ルーブリから八八年には四〇三〇〇万ルーブリへと上昇した。Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 161.
- (5) Vgl. Ibbeken, a. a. O., S. 114.
- (6) Müller-Link, a. a. O., S. 316.
- (7) Feis, op. cit., p. 215.
- (8) Deininger, a. a. O., S. 279., Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 162., Mai, a. a. O., S. 154f.
- (9) Ibbeken, a. a. O., S. 114., Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 161.
- (10) Vgl. Crisp, op. cit., p. 112.
- (11) この時期のロシア貿易収支についての数字は、メンデルソン『恐慌の理論と歴史』青木書店、一九六一、第四

分冊、四三三、四三五頁参照。

- (12) Crisp, op. cit., p. 99. ロシアの歳出のうち公債利払いのための支出は、当時年平均二〇%にも及んだ。ibid.
- (13) Deininger, a. a. O., S. 283.
- (14) A. v. Vilkov, Der Staatshaushalt und das Finanzsystem Rußlands, in: Handbuch der Finanzwissenschaft, Bd. III, hrsg. W. Gerloff u. F. Meisel, Tübingen, 1929, S. 303.
- (15) Feis, op. cit., p. 36 f.
- (16) 一八八一年フランスは公債、民間事業投資を合わせてイタリヤの二〇億フランもの額を投資しており、特に公債に関しては全体の二〇%、外債の八〇%以上を占めていた。R. E. Cameron, France and the Economic Development of Europe 1800-1914, Princeton, 1961, p. 451.
- (17) Ibid., p. 453, Feis, op. cit., pp. 235-237, J. Viner, International Finance and Balance of Power Diplomacy 1880-1914, in: derselbe, International Economics, Glencoe, Illinois, 1951, p. 59.
- (18) Hallgarten, a. a. O., S. 259-262. なぎらJの時期の独逸をめぐれる情勢については、Langer, op. cit., p. 371 ff.
- (19) G. v. Schulze-Gävernitz, Volkswirtschaftliche Studien aus Rußland, Leipzig, 1899, S. 260.
- (20) 八八年末(ドイツの公式文書では八九年と記されている

ビスマルク時代末期における独露関係

- no. Deininger, a. a. O., S. 287.) ロシアは総額五億フランの第一回四%金国債(一八七七年五%国債借換え)を発行したが、そのうち五二%にあたる二億六〇〇〇万フランが、パリ・オランダ銀行(Banque de Paris et des Pays-Bas)の割引銀行(Banque d'Escompte de Paris)のクレディット・リヨネ(Crédit Lyonnais)のホスキヤ(Hoskier & Co.)等のフランス銀行グループによって引き受けられた。ebd. S. 285-287. ルネシローによると、実際には発行総額の八六%がフランスで投資されたと言ふ。R. Girault, Emprunts russes et investissements français en Russie 1887-1914, Paris, 1973, p. 167. なぎらJによれば、発行総額の八八%にあたる四億四〇〇〇万フランがフランスで引き受けられたとある。Crisp, op. cit., p. 200. さらに八九年三月、五月には総額約一九億フランの四%公債(二八七〇、七二、七三、八四年五%鉄道債借換え)が発行されたが、これらの借換債も大部分がフランスで引き受けられた。Müller-Link, a. a. O., S. 337, Mai, a. a. O., S. 155. クリスプによると、この四%公債に関するフランスの引き受け額は一二億二八〇万フランであり、この数字に基くべからばフランスの関与は約六三%となる。Crisp, op. cit., p. 200.
- (21) Deininger, a. a. O., S. 236.
- (22) Ebd., S. 298.

- (23) 具体的な取引を例に關しては、ebd. S. 239 f.
- (24) Feis, op. cit., p. 51., cf. Cameron, op. cit., p. 88, 486.
- (25) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 162.
- (26) Laves, op. cit., p. 37. 例えば八九年ロシアはフランスに対し五〇万挺の小銃を注文した。G. P. Gooch, *History of Modern Europe 1878-1919*, New York, 1923, p. 166. なおこの注文に際してロシアはフランスの要請に応え、これらの銃がフランス人に対し発砲されることはないという保証を与えた。ケナンはこの問題の意義を重視して、この交渉は最終的に露仏同盟へと導かれる一連の協議の発端となるものであると見なしている。即ちこのロシア側の保証は、独仏戦争の場合ロシアがドイツを援助することはないという保証と同義であった。これは正式の協定ではないとしても、露仏間の道德的保障關係を樹立するものであり、露仏両国間でドイツに対し秘密裡に、軍事的性格を持つ合意が形成され始めたことを意味しているとケナンは指摘する。Kennan, op. cit., p. 395 f.
- (27) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 164 f.
- (28) Müller-Link, a. a. O., S. 337 f., Hallgarten, a. a. O., S. 280.
- (29) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 164.
- (30) ヴィルヘルム二世もヴァルデーゼーの助言を容れて、ロシアの軍事的強化を招く対露投資を否定しており、ロシア借換債に対するドイツ諸銀行の関与を妨害するよう、コムソルクに勧告した。Walderee, *Denkwürdigkeiten*, hrsg. H. O. Meisner, Bd. II, Neudruck der Ausg. 1922, in: *Deutsche Geschichtsquellen des 19. Jahrhunderts*, Bd. 10, Osnabrück, 1967, S. 56, 65. Feis, op. cit., p. 224., W. L. Langer, *The Franco-Russian Alliance, 1890-1894*, Cambridge, 1929, p. 34 f. コムソルクは、この問題に關する反露的態度の継続は、平和維持を目的とするドイツの全政策に矛盾するものであるとしてこれを拒否する一方、ヴァルデーゼーを対露戦争へと意図的に駆りたてる危険人物であると非難して、ハンブルク通信 (*Hamburger Nachrichten*) に對して激しい攻撃を展開した。Bismarck, *Die Gesammelten Werke*, Bd. 6, c. *Politische Schriften*, Berlin, 1935, S. 414 f., Walderee, a. a. O., S. 57, 60, 66.
- (31) ドイツ政府がこの一九〇二年の取引を承認したのは、二年後に更新される通商条約の商議を有利に展開させるためだと述べた。Laves, op. cit., p. 48 f.
- (32) Ibid., p. 36.
- (33) G. P. V. Nr. 1143., Hallgarten, a. a. O., S. 266.
- (34) Kumpf-Korfes, a. a. O., S. 169. これに對して国民新聞 (*Nationalzeitung*) は九四年三月二二日「一〇億マルクのロシア國債及び鐵道債がまだドイツで保有されて

らんと報告して居る。 ebd.

(55) Feis, op. cit., p. 237 ff., pp. 318-320, vgl. G. P. V. Nr. 1143.

(56) Vgl. A. Spiethoff, Die Wirtschaftlichen Wechsel-lagen, II, Tübingen, 1955, Tafel 3.

(57) Mai, a. a. O., S. 151-153. また事業投資も拡張を妨げられたとは言え、銀行・工業部門等において実質的にドイツ資本が従事していた。 Feis, op. cit., p. 75.

(58) Vgl. G. P. V. Nr. 1143.

(59) 例えば一九〇六年四月、ロシア政府は二二億五〇〇〇万フランというこれまでで最高の巨額の国債を発行したが、この時もドイツ諸銀行は、同年一月のアルヘシラス会議におけるロシアの態度に不満を持っていた政府によってこの取引への参加を差し止められた。 Laves, op. cit., p. 52, Viner, op. cit., p. 57.

結 び

ロシアの経済的対独依存を前提とする圧迫手段としてのロンバルト禁止令は、その結果において明らかに失敗であった。即ちドイツはこれによって、ロシアから通商政策上の譲歩を引き出すことができなかったばかりか、結果的にロシアを対独依存から解放したことによって、却って反独勢力の地歩の強化を招き、さらにはドイツに

ビスマルク時代末期における独露関係

とり致命的失敗とも言うべき露仏の提携を導き出したのである。この措置はその目的においては、ビスマルクの従来の外交政策に矛盾するものではなかったとしても、既に述べてきたように、ビスマルクの意図と実際の結果との間には大きな隔絶があった。たとえビスマルクの辞任まで表面上の対露外交関係に変化が見られなかったとしても、このことを以て露仏同盟成立の原因となるものはビスマルクの政策にはなく、専らビスマルク後の政策転換にあると見るならば、それは問題の把握を外交的かつ短期的視野にのみ限定した見解であるように思われる。外交政策は内政的・経済的諸利害との相互関連の上に展開されるものであるから、それらの諸前提が及ぼす影響を無視して外交政策を理解することは不可能である。

この禁止令の評価については、その後の政治・外交政策上の展開との関連から、これまで多くの著者によって言及されてきた。⁽¹⁾この措置の結果が実際にその後の外交政策にどのような合流していくのかという点の分析は非常に困難であり、今後もさらに検討を要求される問題であるが、しかしいづれにしても露仏間の経済的結合と露仏同盟の交渉との間に密接な相互関係があったことは確

かである。フランス政府は政治的展開に有利なように金融上の取引きを利用することが可能であり、資本提供の強みを利用して対露同盟交渉に積極的に臨むことができた。³⁾ またロシア政府の側でも、政治的協定の締結がフランスからの永続的な資本導入の保証となることを認識するようになっていったのである。⁴⁾

もとより露仏同盟の成立には、政治・軍事的考慮がより直接的な決定力を持つ訳だが、金融上の背景がなかったとすれば、この同盟の成立がさらに困難であったろうことは明らかである。何故ならばこの同盟は、この時期フランスの利害をより多く反映しており、専らフランス側が積極的にイニシアティブをとったのであって、なおも対独連繫の維持を希望し、共和主義に対する嫌悪と不信を捨てきれなかったロシア皇帝及び政府上層部は、同盟締結に躊躇し続けたからである。しかし資本輸入はロシア財政にとって死活問題とも言うべきものであり、政府の見解がどのようなものであったにせよ、もはやロシアは無視できないほどフランスに依存するようになっていた。こうした経済的要因が、具体的にどの程度まで国際政治の方向を決定し得るかという点は即断し難い問題ではあるが、これまで述べてきた諸点を考慮するなら

ば、我々はロンバルト禁止令及びその結果としての露仏金融関係の進展が、露仏同盟推進の重大な基盤を構成したことを否定し得ないであろう。

註

(1) 例えばヴェーラーは、関税政策上の対立が改善されな
い以上、独露間の結合を経済的に支えるための方策として、唯一可能であった対露投資をドイツの側で遮断したことが、露仏の結合を促すべく運命づけたのであると指摘して、この措置が露仏同盟、さらには一次大戦へと至る道を開くことになったと説明している。H. U. Wehler, *Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen, 1973, S. 191f. またランガーは、金融上の考慮がロシア政府の政治的方針を決定する上で重要な要因を成していたという点について同意を示し、この禁止令が制定されなかったならば露仏間の政治的協定の見込みは減少しており、一八九一年の段階においてもロシアは対独関係再建のための努力を続けていたであろうと述べている。Langer, *op. cit.*, p. 211. さらにハルガルテンは、露仏同盟成立の基礎に関し次のように言及する。この同盟は両国が双方の領土的野心のために、即ちロシアの東方における勢力拡大、及びフランスの対独復讐戦争のために援助し合うという積極的意図を持たなかった故に、それまでは実

現の見込みもなかったのであるが、ロシアが自国の東方における行動に対し、フランスの支持を得るといふ保証がなくとも、フランスとの結合を考慮せざるを得ない立場に金融問題上追い込まれた時になって、露仏同盟は初めて実現を見たのであり、フランスも同盟成立後はロシア公債の取引き独占が可能であったため、一層容易に対独復讐に関する明確な条項の付加を断念できたのである。Hallgarten, a. a. O., S. 237. 即ちここではロンバルト禁止令以後の金融上の提携が、領土的利害に代わって露仏の結合を促進する重大な要素となっていたことが強調されているのである。

この禁止令と露仏同盟との因果関係を強調するようした議論に対し、一方では懐疑的な見解も当然存在する。例えばケナンは、国立銀行による外国証券への抵当貸付は帝国銀行を除いてはヨーロッパ諸国で一般に行なわれていたことではなく、従ってこの業務の中止は異例の措置ではなかったと述べ、さらに帝国銀行のロシア証券保有高はむしろ少額であり（八七年夏当時で約三七〇〇万マルク）、この業務に対する関与は他の諸銀行に比べ、ごくわずかな割合しか占めていなかったため、帝国銀行に対して発令されたロンバルト禁止令は金融上それほど大きな意義を持つものではなかったとして、この措置の過大評価を否定している。Kennan, op. cit., p. 342 f. しかしながら、中央銀行としての帝国銀行による抵当貸付

拒否の宣言が証券価値に及ぼす作用、及び一般の諸銀行の業務に与える影響を考慮するならば (cf. Feis, op. cit., p. 166)、ケナンのこの指摘の論拠には疑問を挟まざるを得ない。実際この禁止令によってロシア証券の価値は決定的に下落し、その売却が促進され、これ以後ロシア証券のドイツ市場への受け入れは拒絶されたのである。この禁止令が帝国銀行に対してのみ公布されたのである、株式銀行、個人銀行を含む全銀行に対して発令されたのである、その効果においては大きな相違はなかったと思われる。

(2) Cf. Feis, op. cit., p. 134.

(3) Ibid., p. 215, Deininger, a. a. O., S. 301-304.

(4) Viner, op. cit., p. 51.